

「新型コロナウイルス感染 (病院入院以外) 見舞金」 給付します



2022 年度に限り、自宅療養・ホテル療養についても加入日以後に罹患された場合、
見舞金を給付することといたしました。

新型コロナウイルス感染（病院入院以外）見舞金
一律 5,000円

《給付要件》

- (1) 加入日以後に罹患されたとき
- (2) 2020年1月1日～2023年2月28日までに診断されたとき
上記期間中、1回に限り支給します

《提出方法》所定の請求書にて添付書類を添えて、アクサ生命保険または、当所へ提出
添付書類 保健所等からの書類で罹患が明らかにわかるもの
提出期限 2023年3月31日まで

《見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は新型コロナウイルス感染（病院入院以外）見舞金を支払いません。

- (1) 療養を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 新型コロナウイルス感染症で入院見舞金との重複請求をされているとき
- (4) 請求日現在、脱退しているとき

※新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方には死亡保険金+災害保険金で給付されます。